

春日部市立医療センター樹木維持管理業務委託

特記仕様書

令和8年度

春日部市立医療センター 管理課

(目 的)

本業務委託は、春日部市立医療センターの樹木について、薬剤散布や除草、芝刈り、剪定等により維持管理を行うものである。

(業務内容)

下記内容より維持管理を行う。

1. 医療センターの敷地内及び屋上庭園の薬剤散布、除草、芝刈り、剪定を行う。
 - ※作業については原則敷地内での作業とするが、止むを得ず、高所作業車を使用する場合や道路上で作業を行う場合は、交通誘導員を配置すること。
2. 薬剤散布作業時は、周囲の状況（人や車両の通行）に十分注意し、薬剤の飛散防止のシート養生を行うなど飛散防止対策を十分に行うと共に、必要に応じバリケード、セーフティーコーン、標識等を用いて安全対策を行うこと。
なお、作業にあたっては、原則「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」に基づき行うこと。また、実施時は発注者と協議し必要に応じ周辺住戸等に事前周知（周知文配布）を行うこと。
 - ※使用する薬剤の薬液や散布量について事前に発注者と協議する。
3. 除草、芝刈り及び剪定作業中は、周囲の状況（人や車両の通行）に十分注意し、バリケード、セーフティーコーン、標識等を用いて安全対策を行うと共に、作業中の石や草等の飛散等には必要に応じ飛散防止のシート養生等の飛散防止対策を行うなど十分注意して作業を行うこと。
4. 除草、芝刈り及び剪定後の剪定枝等（剪定枝・伐採木・抜根）については、放置せず速やかに処分すること。
5. 発生した剪定枝及び除草した草や落ち葉の処分先については、原則次のとおりとする。
処分先：豊野環境衛生センター 春日部市豊野町三丁目6番地
なお、処理可能な剪定枝等は、長さ50cm以内かつ直径10cm以内のものに限られるため、搬入にあたっては、必ず規定の寸法以内にしてから搬入すること。また、草や落ち葉を持ち込む際は、できる限り土や石が混ざらないようにすること。
7. 搬入方法は、豊野環境衛生センターの規定に従うこと。
8. 万が一上記施設で処理できない剪定枝等（長さ50cmを超える樹木、直径10cmを超える樹木）が発生した場合は、春日部市が事前に協議をした一般廃棄物処理施設（さいたま市）へ当該施設が指定する方法により搬入する必要があることから、事前に発注者と協議を行うものとする。
9. 作業中に発見した塵芥（空き缶やゴミ等）は、拾い集め処理するものとする。
10. 当医療センター屋上庭園において、花ボランティアが活動するため、発注者の求めに応じ屋上庭園に関する特徴等について、助言指導の協力を行うこと。

(対象樹木等)

○除草管理（実施回数：2回）

- ・ 人力除草 1,765 m²
- ・ 人力除草（屋上庭園） 276 m²
- ・ 芝刈り（肩掛式） 84.6 m²

○薬剤散布（実施回数：2回）

- ・ 高木1 C=60未満 76本
- ・ 高木2 C=60~120 16本
- ・ 中木 H=3.0未満 58本
- ・ 中木（屋上庭園） 82本
- ・ 低木 C=0.72・0.95 2,139本

○剪定：高木：1回 中低木：1回

(実施時期)

実施時期については、各樹木に適した時期とし、発注者との打ち合わせによる。
ただし、落葉樹の剪定については、落ち葉の飛散対策として、落葉前に実施する。
また、作業日については、人や車両の通行及び作業音等を考慮し必要に応じ土日など当センターの休業日も想定すること。

(一般事項)

- 1 業務作業等により不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者へ連絡するものとする。
- 2 作業場所ごとに作業開始前・作業中・作業後の写真（同一方向）、収集・廃棄の写真撮影し、撮影した写真は台帳に整理し、業務終了後に報告書（薬剤の使用量についても記載し、証明となるもの（計量票のコピーなど）を添付）と併せて各1部ずつ提出する。なお、写真は、撮影方向が分かるようにすること。
- 3 業務終了後に前項の書類と委託業務完了通知書を提出すること。
- 4 仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者間において協議のうえ決定する。